

松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度～令和9年度版）令和5年度改訂版（案）  
に対するパブリックコメントの結果について

1 募集期間

令和6年1月12日（金）から2月13日（火）まで33日間

2 募集方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（環境・地域エネルギー課、行政情報コーナー及び各地区地域づくりセンター）

3 実施結果

(1) 件数

12件（2人）

(2) 提出方法

ア FAX 10件（1人）

イ 電子メール 2件（1人）

(3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正するもの	3件
イ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	9件
計		12件

#### 4 意見等の概要及び市の考え方

No.	該当箇所	意見等の概要	市の考え方
1	表紙	「令和5年度（2023年度）改訂版」は「令和6年度（2024年度）改訂版」に修正し、表紙の下側に「松本市令和6年〇月」を記入した方がよい。	【イ 対応が困難な意見】 本計画は、計画期間の中間年度である令和4年度を経過し、これまでの国及び県における廃棄物分野の変遷や、上位計画である市の総合計画及び環境基本計画との整合などを踏まえ、令和5年度時点の実情に合わせた見直しを行ったことから、「令和5年度（2023年度）改訂版」とするものです。 なお、策定年月及び「松本市」は表紙下部に記載します。
2	p. 8 第1章 2 計画の位置付け	図1-1について、(環境省のごみ処理基本計画策定指針より一部改変)とあるが、どのように改変したのか分かるように記入を。	【イ 対応が困難な意見】 環境省のごみ処理基本計画策定指針では、一般廃棄物処理計画と、国、都道府県及び市町村の関連する他の計画等との関係が図示されており、図1-1はそれを引用しつつ、長野県及び松本市の関連する計画等を加えるなどして、本計画の位置付けを示しているものです。 以上の内容を当該括弧書きの記載にて示しており、これ以上の説明は不要と考えるため、原案のままとします。
3	p. 17 第2章 3 産業 (4) 観光	「平成24年（2012年）からほぼ横ばいとなっています」を、「令和2年、令和3年に50%減となったが、令和4年より上昇して来ている」に修正	【ア 反映する意見】 以下のとおり原案を修正します。 「平成24年（2012年）からほぼ横ばいとなっています」→「令和元年（2019年）まではほぼ横ばいとなっており、令和2年（2020年）及び令和3年（2021年）は、新型コロナウイルス感染症の流行による行動制限の影響により一時的に減少しましたが、令和4年（2022年）は回復傾向が見られます。」
4	p. 21 第3章 1 ごみ処理の現状 (3) 本市の現状	「(3) 本市の現状」から改ページした方がよい。	【ア 反映する意見】 ご指摘のとおりに原案を修正します。

5	<p>p. 22 第3章 1 ごみ処理の現状 (3) 本市の現状 ア 本市のごみ処理体制</p>	<p>表3-3の分類表現について 表の「区分」欄の番号は、どのような基準で付けているのでしょうか。 「出し方」を基準としているならば、例えば、「プラスチック資源」と「大型プラスチック資源」の「出し方」は、各々異なっていますが、各々には番号がなく、「プラ資源」に番号がついています。 例えば、「生きびん」は、「ビールびん」「ジュースびん」「一升びん」を区別せずに出しているのに、別々の番号になっています。 例えば、「紙類」の中に「紙袋等で出す」区分が記載されていません。</p>	<p>【ア 反映する意見】 分別区分については、処理方法を基準に決定しています。 例示いただいた3点についての市の考え方は以下のとおりです。 (1) プラスチック資源は、処理施設の制限から排出方法が2種類ですが、いずれも同じ手法でリサイクルしています。 (2) 生きびんは、収集後に区分（ビールびん、ジュースびん、一升びん）ごとにリユースしています。 (3) 紙類の中で「紙袋等で出す」ものはチラシ等の雑紙が該当し、本市では「9 雑誌」に区分しています。 ただし、雑誌とチラシ等の雑紙の排出方法には相違があり、ご記載いただいたような誤解が生じるため、区分名を「9 雑誌」から「9 雑誌その他紙類」に修正します。 あわせて、「紙袋等で出す」ことについては、排出方法に「雑誌その他紙類は、紙袋に入れて紐で縛って出すことも可」を注釈として追記します。</p>
6	<p>p. 22 第3章 1 ごみ処理の現状 (3) 本市の現状 ア 本市のごみ処理体制</p>	<p>表3-3の「区分」欄の中の「4 プラ資源」について 「プラ資源」の中に内訳として「プラスチック資源」があると区別が難しいです。 「プラ資源」に「類」を付けるという案は、如何でしょうか。</p>	<p>【イ 対応が困難な意見】 No. 5で回答したとおり、区分はあくまで「プラスチック資源」であるため、原案のままとします。</p>
7	<p>p. 44 第3章 3 計画のめざすもの (3) 基本方針</p>	<p>3Rの下に、「※3R=Reduce, Reuse, Recycle」を入れる。</p>	<p>【イ 対応が困難な意見】 3Rの用語解説については、参考資料の「4用語解説」において記載しているため、原案のままとします。</p>

8	p. 48 第3章 5 施策の展開 (1) 施策の体系	図3-17の「残さず食べよう!30・10運動」の後に「減らそう!分けよう!チャレンジ30・10」を追記(第4章の2(4)も同様)	【イ 対応が困難な意見】 当該項目は、本計画の数値目標の達成に向けて展開する主な個別施策を記載しているものであり、「減らそう!分けよう!チャレンジ30・10」は、個別施策ではなく数値目標の達成に向けたキャッチフレーズであるため、原案のままとします。
9	p. 54 第3章 5 施策の展開 (3) 事業系ごみの減量 イ ごみ減量化に係る取り組み (エ) イベント用リユース食器導入事業の推進	「実施しています」を「実施します」に変えた方がよい。	【イ 対応が困難な意見】 イベント用リユース食器導入事業は、令和5年9月に事業を開始しているため、原案のままとします。
10	p. 57 第3章 5 施策の展開 (5) 適正処理に関する事項 イ 効率的な収集体制の整備	資源物の常設回収場所の記載をしてほしい(p.51の「(ウ)資源物の常設回収場所の運用」も同様)。	【イ 対応が困難な意見】 本計画は、本市における廃棄物処理の基本的方針を示すものであるため、原案のままとします。 なお、個別の施策に関する事業の詳細は他の方法で周知しており、資源物の常設回収場所については、市ホームページ等で公表しています。
11	p. 70 第5章 1 計画の進行管理等 (1) 計画の進行管理	「令和5年度改訂版」を「令和6年度改訂版」に修正	【イ 対応が困難な意見】 本計画は、計画期間の中間年度である令和4年度を経過し、これまでの国及び県における廃棄物分野の変遷や、上位計画である市の総合計画及び環境基本計画との整合などを踏まえ、令和5年度時点の実情に合わせた見直しを行ったことから、「令和5年度(2023年度)改訂版」とするものです。
12	裏表紙	「令和5年度(2023年度)改訂版」を「令和6年度(2024年度)改訂版」に修正	